ハブアンドスポーク的入札談合における独占禁止法 2 条 6 項の行為要件と 課徴金算定における主導的事業者

【文 献 種 別】 判決/東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和6年10月16日

【事件番号】 令和4年(行コ)第283号

【事 件 名】 排除措置命令及び課徴金納付命令取消請求控訴事件(本町化学工業事件)

【裁 判 結 果】 控訴棄却

【参照法令】 独占禁止法3条後段・(令和元年改正前)7条の2第8項

【掲 載 誌】 審決等データベース

◆ LEX/DB 文献番号 25622588

駒澤大学教授 若林亜理砂

事実の概要

原告、X(以下、X)は、自社の名称等を使用した粉末活性炭又は粒状活性炭(以下、これらを併せて「活性炭」)の販売業者である15社(以下、「活性炭メーカー」)の商品を、卸販売する販売業者である。Xは自らの名称等を付した商品は販売していない。

公正取引委員会は、Xを含む活性炭の販売業 者 16 社が、東日本地区に所在する地方公共団体 が入札等の方法により発注する東日本地区の特 定浄水場等向けの粉末活性炭又は粒状活性炭(以 下、「特定活性炭」)について、供給予定者を決定 してXを介して供給すること等の合意を行ったこ と、及び、Xを含む粒状活性炭の販売業者 11 社 が、近畿地区に所在する地方公共団体が入札の方 法により発注する近畿地区の特定高度浄水処理施 設向けの粒状活性炭(以下、「特定粒状活性炭」)に ついて、供給予定者を決定し、供給予定者はXを 介して供給すること等の合意を行ったことが、独 占禁止法2条6項(以下、条文は全て独占禁止法) に該当し、3条後段に違反するとして、令和元年 11月22日、各行為につき、排除措置命令及び課 徴金納付命令を行った。

Xは、本件各命令の取消しを求めて提訴をしたが、原審は、Xの請求をいずれも棄却したため¹⁾、Xは、これを不服として控訴した。

判決の要旨

裁判所は、全面的に原審の判断を支持し、Xの 補助的主張について以下のように判断した。

(基本合意の内容について)活性炭メーカー及びXは、特定活性炭(近畿においては特定粒状活性炭)に係る物件について、Xを介した情報交換等のやり取りを行うことにより、供給予定者(自社の活性炭を供給すべき者)を決定し、供給予定者はXを介して活性炭を供給し、供給予定者以外の者は当該供給予定者が供給できるように協力する旨の合意をしたものと認められる。

(Xはメーカーを拘束していないとの主張について)本来的には、活性炭メーカーは、供給者から受注者までの商流に業者を入れるか等について自由に決めることができるはずであるところ、供給予定者はXを介し活性炭を供給するとの取決めがされたときは、これに制約されて意思決定を行うことになるという意味において、活性炭メーカーの事業活動が事実上拘束されることは明らかである。

(一定の取引分野について)本件基本合意は、 入札等に係る受注業者間の競争を制限するのみではなく、当該商品等を受注業者に供給する販売業 者間の競争を制限することを目的とするものであるから、本件基本合意により競争が制限される取引分野は、当該商品を供給予定者から地方公共団体に供給するまでの一連の取引全体というべきで ある。「一定の取引分野」に関して、上記のよう に解釈することの妨げとなる合理的な根拠は見当 たらない。

(競争者であるかについて)独占禁止法は、事業者とは、「商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいう」(2条1項)と規定した上で、「事業者は、…不当な取引制限をしてはならない」(3条)と規定しており、不当な取引制限をした事業者の関与態様を一定のものに限定する趣旨の規定は見当たらない。Xは、供給予定者とはならず、本件基本合意が対象とする取引の一部を行わない事業者であるとしても、供給予定者の活性炭又は粒状活性炭を購入して販売する業者(卸売業者)として、本件基本合意が対象とする取引の一部を自ら行う事業者というべきである。

(令和元年改正前の7条の2第8項2号該当性 について(以下、7条の2第8項への言及は、全て 令和元年改正前のもの)) 7条の2第8項各号の文 言を対比すると、同項2号は、単独で又は共同し て、「他の事業者に対し当該違反行為に係る商品 若しくは役務に係る対価、供給量、購入量、市場 占有率又は取引の相手方について指定した者」が、 そのような指定を「他の事業者の求めに応じて、 継続的にした点において、不当な取引制限等を 容易にすべき重要なものをしたと評価することが できることに着目して、課徴金割増算定率を適用 することとしたものということができる。そうす ると、同項2号に該当するか否かは、他の事業 者の求めに応じて継続的に行われた上記のような 指定行為が当該違反行為を容易にすべき重要なも のであったか否か等の観点を踏まえた上で、当該 違反行為の経緯、指定をしたとされる事業者と他 の事業者との関係、当該指定をしたとされる事業 者の関与の熊様、程度等の諸事情を社会通念に照 らし総合的に検討して判断するのが相当である。

東日本 15 社が、他社及びその窓口業者による 入札の参加の有無やその入札価格等の情報を共有 することは、供給予定者を決定し、供給予定者以 外の者が当該供給予定者において供給できるよう にするために必要不可欠なものであり、また、X が、供給予定者の希望が重複した物件について調 整するなどした行為、及び、特定の物件について、 供給予定者となる意思の積極的な確認又は供給予 定者になるよう提案し了解を得る行為も、「取引 の相手方について指定」した行為に当たり、これ らの行為はいずれも特定活性炭に係る物件の供給 調整を容易にすべき重要なものであったといわざ るを得ない。

判例の解説

本件は、取引段階の異なる事業者が、いわゆる ハブアンドスポーク型カルテルのハブに似た形で 参加した入札談合が問題となった事案である。よ り具体的には、従来から行われていた活性炭メー カーによる入札談合の発覚をより困難とするため に、その情報交換の集約点として卸売業者である Xが入って調整を行い、Xはその見返りとして、 供給事業者のうちの1社と、落札事業者となっ た窓口業者の間の商流に入って利益を得ており、 共同する事業者の範囲、取引段階の異なる事業者 に関する拘束性の有無、7条の2第8項2号(現 行7条の3第2項2号)該当性等が問題となって いる。本判決は、情報交換のハブに当たる事業者 を不当な取引制限の違反行為者とした原審の判断 を支持し、その内容をさらに明確化した点、特に、 2条6項における事業者が受ける事業活動の拘束 内容、関与の方法・態様には制限がないことを明 示的に示したところに、一つの意義が認められる。

なお、Yは本判決を不服として上告したが、最高裁は、令和7年4月25日、上告不受理の決定を行っている。

一 2条6項の行為要件の捉え方

2条6項の「共同して…相互にその事業活動を 拘束し、または遂行する」につき、従来、多くの 学説及び運用は、これを「共同して」及び「相互 拘束」を行為要件として捉えてきている。これに 対し、多摩談合事件(最判平24・2・20 民集66巻 2号796頁)では、まず、「事業活動の拘束」につ いて検討を行い、その上で、基本合意の成立によっ て、参加者間で当該基本合意に基づいた行動をと ることを互いに認識し認容して歩調を合わせると いう意思の連絡が形成された、として「共同して …相互に」を満たすとしており、従来の学説・運 用とは異なった捉え方をしている。拘束内容の同 一性は、シール談合事件においても必須とはされ てはいないが、多摩談合事件においては、行為要 件をこのように捉えることにより、検討の対象と されていない。

本件では、原審において、多摩談合事件と同様 に「事業活動の拘束」と「共同して…相互に」と いう形で行為要件を把握し、同事件判決の判決文 の言い回しをそのまま使用して以下のように述べ る。本来的には、活性炭の供給業者は、互いに各 社の事業活動を十分予測できない状況下で、特定 活性炭の納入に至るまでに必要となる様々な事業 活動について自由に決めることができるはずであ り、Xも、供給者及びその窓口業者との間で営業 活動を行い、その取引価格を自由に決めることに なるはずであるところ、このような取決めがされ たときは、これに制約されて意思決定を行うこと になるという意味において、事業活動の事実上の 拘束は明らかであるとした。そして、この合意成 立により、X及び供給業者間に、これに基づいた 行動をとることをお互いに認識し認容して歩調を 合わせるという意思の連絡が形成されたものとい えるから、「共同して…相互に」の要件を充足する。 この原審の認定を本判決も引用し、これを支持し ている。

二 2条6項における「事業者」と拘束内容

2条6項における「事業者」に関し、Xは、不 当な取引制限の本質は、共同の意思決定、本件で は入札談合における受注予定者の決定にあるか ら、受注予定者が落札できるように連絡等を行う、 という従犯に該当する行為を行ったにとどまるX は、「競争者」に当たらないと主張していた。

2条6項における「事業者」については、新聞 販路協定事件(東京高判昭28・3・9高民集6巻9 号435頁)において、共通の内容の拘束に服する、 競争関係にある事業者であることが必要とされ、 シール談合刑事事件(東京高判平5・12・14高刑 集46巻3号322頁)においては、取引段階を同じ くする必要はなく、実質的競争者であることで足 りるとされた。この実質的競争者は、一定の取引 分野における競争を実質的に制限する行為をなし 得る立場にある者や、その者の同意なくしては入 札談合が成立しない関係にある者を意味するとさ れたが、拘束内容については具体的に言及されず、 相対化したと指摘されている²⁾。多摩談合事件に おいては、「拘束」と「共同して…相互に」と捉 えることにより、競争者性や拘束内容の共通性という従来の議論を避けることができるとの評価がなされる一方で³⁾、同事件は指名業者間のみの合意であったことから、競争者性に触れる必要はなかったとも指摘されており⁴⁾、同事件における立場は必ずしも明確ではなかった。

本件では、2条1項及び3条の規定を引用した上で、「不当な取引制限」の該当性との関係で、2条6項の他の要件を満たす限り、「事業者」の関与態様を一定のものに限定する趣旨の規定は見当たらないとしている。シール談合事件においては、取引段階を同じくする事業者に限らないとすることで、拘束内容の厳密な同一性は必要とされないことは明らかであったが、その関与形態に関して何らかの制限があるのかについては不明確であった。本判決では、その関与の形態に制限がないことについて明示的に示されたといえる。

関与の態様が限定されないという記載だけを見 る限り、「事業者」が一定の取引分野との関係で どのように位置付けられるのかについても問わな いものとも読めそうではある。しかし、裁判所 は、Xが供給予定者ではないものの、卸売業者と して、「本件基本合意が対象とする取引の一部を 自ら行う事業者」というべきであるとも述べてい ることから、一定の取引分野の範囲内の商流にい ることを前提としている。もしそうであれば、手 足のような存在であった指名業者に代わって談合 に参加した、指名業者への供給事業者も含む市場 を画定した上で、これを実質的競争者としたシー ル談合事件と射程はほとんど変わらず⁵⁾、実質的 であれ「競争者」であることを必須とする先例を 変更するものではないと思われる。一定の取引分 野において取引の一部でも行うことが必須という 趣旨であれば、例えばカルテルのための情報提供 や調整を行った事業者が、商流に入っていないコ ンサルタントやソフトウェア提供事業者の場合に は、不当な取引制限の違反行為者とはなり得ない こととなる⁶⁾。確かに、不当な取引制限の中核が、 競争者間の競い合いの制限であることは間違いな いが、競争者以外の者が関与することは十分あり 得ることであり7)、その関与の形態は、技術の進 歩により AI などが利用されることが予想される 昨今、ますます多様化している。一定の取引分野 の範囲内で事業活動を行っていることは必須と見 るべきではないように思われる⁸⁾。

三 課徴金の算定における主導的事業者

7条の2第8項は、共同行為を容易にするよう な主導的役割を担った事業者等への課徴金の加算 について規定している⁹⁾。同項1号は主導的事業 者、2号は調整役を念頭においた規定となってお り、3号では、同号イ~二の行為であって、不当 な取引制限等を「容易にすべき重要なもの」を行っ た者が挙げられている。同号のイが「他の事業者 に対し当該違反行為をすること又はやめないこと を要求し、依頼し、又は唆すこと」と規定してい るため、その行為の熊様は1号と重なっており、 同号ロが、「他の事業者に対し当該違反行為に係 る商品又は役務に係る対価、供給量、購入量、市 場占有率、取引の相手方その他当該違反行為の実 行としての事業活動について指定すること」を挙 げているため、2号と重なっている。1号と2号 の行為には、3号に規定される、不当な取引制限 等を「容易にすべき重要なもの」との要件が必要 とされない代わりに、それぞれ3号のイ及び口 の行為に加えて一定の形式的要件が必要とされて おり、3号イ及びロの中でも、不当な取引制限等 を容易にすべき重要なものと評価できる典型的な 行為を取り出して規定している。2号に関しては、 他の事業者に指定する事項を「対価、供給量、購 入量、市場占有率又は取引の相手方」に限定し(3 号口はこれに限られない)、かつ「他の事業者の求 めに応じて、継続的に | 行うことが要件とされ、 この形式的要件を具備する行為は、不当な取引制 限を容易にすべき重要なものとの評価を織り込ん でいると考えられる。

本件判決においても、2号に関し「他の事業者に対し当該違反行為に係る商品若しくは役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した者」が、そのような指定を「他の事業者の求めに応じて、継続的に」した点において、不当な取引制限等を容易にすべき重要なものをしたと評価することができる、と述べており、この点と上述の条文構造の理解は整合的である。しかし、その判断においては、経緯等の「諸事情を社会通念に照らして総合的に判断」する必要があると述べており、同号の判断にあたり常にこのような点を検討しなければならないとする趣

旨であれば、3 号とは異なる 2 号独自の意義がなくなるため 10 、条文構造の上記体系的理解とは整合しない 11)。確かに、本件において X は活性炭メーカー 15 社や窯元メーカーと比較して相対的に発言力は低かったことが窺えるが、課徴金制度の趣旨からすると、割増制度は、責任の大きさに応じた制裁を課すことではなく、共同行為を容易にするような行為の抑止のためのものである。単なる手足ではなく、2 条 6 項の行為を行う事業者であると認定されているのであれば、その行為が 2 号の各要件に該当する場合には、原則的に、課徴金が加算される事業者に該当すると考えて良いと思われる 12

●----注

- 1) 東京地判令 4・9・15 審決集 69 巻 153 頁。
- 瀬領慎吾「判批」経済法判例·審決百選〔第3版〕(2024年)43頁。
- 3) 泉水文雄「判批」新・判例解説 Watch (法セ増刊) 11 号 (2014年) 193 頁。
- 4) 滝澤紗矢子「判批」法学(東北大学) 76 巻 3 号 (2012 年) 333 頁。
- 5) 本件における合意は、Xを介した情報交換等のやり取りを行うことにより、供給予定者を決定し、供給予定者は原告を介して活性炭を供給し、供給予定者以外の者は当該供給予定者が供給できるよう協力する調整をするとの内容であることが認定されており、このような情報交換による入札談合の基本合意は、情報を集約するXの同意なしには成り立たないものであると考えられ、シール談合事件の実質的競争者という基準を使っても2条6項の事業者とすることは可能であったと考えられる。
- 6) 土佐和生「判批」公取871号(2023年)60頁。
- 7)学説上の非限定説はいずれも、このような場合は、競争者とはいえない者も相互拘束の当事者に該当し得るとしてきた。
- 8) 近藤充代「判批」独禁法審決·判例百選〔第6版〕(2002 年) 14 頁。
- 9)藤井宣明=稲熊克紀『逐条解説 平成 21 年改正独占禁 止法』(商事法務、2009 年) 57 頁。
- 10) 大東泰雄「判批」ジュリ 1582 号 (2023 年) 7 頁。
- 11) 大槻文俊「判批」ジュリ1589号(2023年)129頁は、 挙げられた諸事情は、2号の要件該当性の検討において 考慮されるとする。
- 12) Xの行為が供給調整を容易にする重要なものであった ことは、7条の2第8項2号に該当するために必須のも のではないとする見解として、栗田誠「判批」令和4年 度重判解(2023年)226頁。
- * 脱稿後、諏佐マリ「判批」公取895号 (2025年)46頁 に接した。